

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

# 関西労災職業病 2月号

(通巻第129号)

関西労働者安全センター 1985.2.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742 100円



● 第5回総会に向けて	1
● 東大阪市労校給食労健診準備始まる	3
● 柏木労災大阪労基局闘争	5
● 学習のページ こんなときどうする(7)	7
● 前線から(ニュース)	10
● 紀和だより	18

1月の新聞記事から / 16

年末カンパのお礼 / 17

# 労災問題の開催にあたつて

事務局長 梶本祥文

安全センターも組織発足から十二年目に入り、また組織整備から丸四年を経過し、大阪における労災職業病問題のセンターとして一定落ち着いた役割を果し得るようになつたと

題や観点を絶えず提起し、共に担つていくことだと思います。

我々をとりまく非常に大きな情勢は一方には昨年九月の振動病不当判決（高松高裁）をはじめ、労働省の相次ぐ被災者の権利制限攻撃という厳しい情勢、他方では我々がよつて立つべき労働組合が全般としてますます活力をなくしつつあるという問題があります。従つて、センターが設立趣旨の通りの活動を行うには、狭い範囲での「域内平和」で満足するわけにはいかず、常に「攻め」の姿勢を強化し続けなければならないとも思えます。

我々にとつて必要なのは労働運動の一線の活動家がとりくんでいる課題、また、ぶつかつている壁に対して労災闘争の側から共に闘うべき課

題や観点を絶えず提起し、共に担つていくことだと思います。  
我々をとりまく非常に大きな情勢は一方には昨年九月の振動病不当判決（高松高裁）をはじめ、労働省の相次ぐ被災者の権利制限攻撃という厳しい情勢、他方では我々がよつて立つべき労働組合が全般としてますます活力をなくしつつあるという問題があります。従つて、センターが設立趣旨の通りの活動を行うには、狭い範囲での「域内平和」で満足するわけにはいかず、常に「攻め」の姿勢を強化し続けなければならないとも思えます。

第一には、我々が紀和病院をかちとつたこととの運動的価値を明確にすることです。それは端的に言えば、針作りが不可欠であると思います。

第二には、センターが設立趣旨の通りの活動を行うには、狭林野、全山労等との共闘を基礎として、高知、大分等の安全センターと共に労職闘争の全国戦線形成へ向けた第一歩にしなければならないといふ点です。

総論はともかくとして、我々は第

第一には、センターが地域・職場

にはびこることを更に徹底することです。前回の総会において、我々は認定闘争に代表される闘争の一発主義、一件落着主義をのりこえて、健診・アンケート・各種相談・協約と様々な課題でセンター活動の領域を大幅に拡大し、認定闘争も個別救済をこえて、大衆的に思いきり闘うことには戦略的に展開すべき余地は現在大きいにあり、組織としての団結力は軽視できないと思います。そのためにはセンター設立趣意書の改訂をはじめ、より目的に沿った形での組織作りに着手する必要があると思います。

第三には安全センターの目的意識的組織作りです。我々の運動観や組織観の特徴として、從来から「労災闘争が発展することがセンターの発展」という傾向が強くあり、センターは「組織」というより、運動を前進させるための「機能」としての面が強かつたと思います。元々ゆるかな組織として発足した以上一定の限界はあるにせよ、やはり、労働運

動の強化という観点から、労災闘争を戦略的に展開すべき余地は現在大きいにあります。そのためにはセンター設立趣意書の改訂をはじめ、より目的に沿った形での組織作りに着手する必要があると思います。そして、専従事務局員の他にも「センター作り」を担ってくれる活動家を飛躍的に増やしていくかねばならないと思われます。まわり大きく力強いセンター作りのスケースとして、会員・協力者がもう一度相対的に安定してきた組織力をベイスとして、会員・協力者がもう一歩進んで、より力強くセンター作りのために力を出して下さることを強く期待するものです。

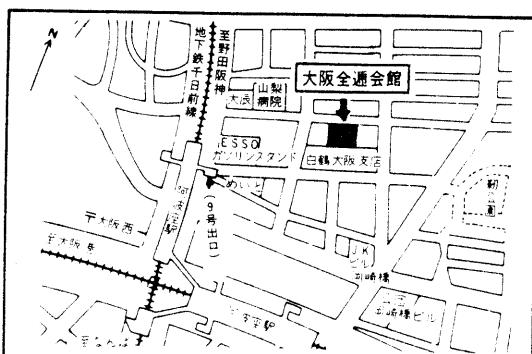
# 関西労働者安全センター

## 第5回総会

### 3月23日 午後1時半～

### 於：大阪全通会館

(下図参照)



# 東大阪市学校給食調理員健診 準備進度

文部省通達に抗し、閉じの武器を

東大阪市の学校給食調理員の腰痛  
頸肩腕・皮膚・指曲がり症の健診の準備が進んでいる。

となつた医師団を結成し、アンケート調査から、三月二十二、二十五、二十六に予定される健診、作業調査までを実施することになる。そしてこの健診には、関西青年医師連絡会（準）の若手医師らの協力も要請するなど、一定運動のワクを広げた取り組みにしたいと考えている。

また、同時にを行う皮膚障害の健診については阪大皮膚科の田代医師が担当することになつており、アンケート調査ではこの科目を含めた総合的なものになる。

が多く、東大阪市学校園給食調理員労働組合としての組織的取り組みを行ないがたい状況があつた。そうした経過から、労組は自治労本部と連絡を取り検討の結果、松浦診療所で健診を行うことを決定したものである。

う。この厳しい状況にあって、今回の一回の健診によってその労働実態を科学的に明らかにし、労組の組織的取り組みに資していくことに大きな意義があるといえよう。

— 3 —

皮膚障害については、合成洗剤の時代以降、学校給食の現場ではずつと問題になってきているが、せつける使用的の現在も、共同調理場方式が採用されていくにつれ、問題が引きつづき起こっているのが実状である。今回の健診ではこれについてもより実態を明らかにしていく必要がある。

また、最近新たな障害として「指曲がり症」が問題となっている。

月末に自治労が発表した実態調査結果では、十三%の人が訴えていると言われ、文字通り新たな職業病といわれる実態となっている。(新聞記事参照)この点についても、今回の健診の項目の中に取り上げ、明らかにしていく予定である。

## 作業姿勢調査も

予定

以上のような問題点について、すでに各地で行われている調査から言

えることは、単独校の調理場に比して、大量の給食を扱う共同調理場給食センターの方が明らかに障害の発生率が高いということである。文部省通達はこの点で大いに批判されねばならないといえよう。健診によつてより具体的に指摘することができる。また、大阪市職民生局支部

で行つた、保育労働の作業姿勢調査のような作業研究を行い、障害の職業起因性を明らかにしていくことも予定しており、運動的に大いに期待できるものとなるだろう。

諸氏の協力をお願いしたい。

## 給食調理員に 『指曲がり症』 全国で5000人

8月30日  
全国の小、中学校や市町村の学校給食センターで働く給食調理員の人たちに、手指が「くの字」形に曲がる「指曲がり症」が多く、症状を訴えた人はわかつただけで五千人を超え、調査対象者の約二三倍に上った。十九日、自治労中央本部(丸山

康雄委員長)が発表した。同時に、行つた六自治体に対する調査によると、医師による比較調査でも、調理員の発病率が事務員に比べ四倍以上高く、勤務生教事務作業者が多いほど発病者も多いことなどから、同本部は給食調理

業者に起因する指曲がり職業病」としている。

自治労の調査は昨年の四、五月、全国四十都道府県の千九十七自治体の学校給食調理員約四万五千人全員を対象に行つたもので、回収率は三万八千七百

人に対する比較対照調査は、回収率は三万九千五百七十九人で、そのうちの七十九人の指曲がり症の割合は二・五%、指曲がり症を訴えた人

の割合は、調理員が五十四・五%、事務員が三・一%、教事務員が四・九%、勤務生が二・一%、教事務員が二・一%、勤務生が二・一%である。

このうち、指曲がり症を訴えたのは、五至十人以下の割合は、東北地方(福島、宮城、岩手、青森)で二・一%、関東地方(神奈川、埼玉、千葉、東京)で二・二%、中部地方(岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪)で二・三%、近畿地方(和歌山、奈良、兵庫)で二・四%、中国地方(広島、山口、岡山、鳥取、島根)で二・五%、四国地方(徳島、香川、高知、愛媛)で二・六%、九州地方(福岡、大分、熊本、宮崎、鹿児島)で二・七%である。

全国の給食調理員約八万五千人で、その約半分に対する調査結果は、指曲がり症を訴えた人は、東北地方(福島、宮城、岩手、青森)で一千五百人、関東地方(神奈川、埼玉、千葉、東京)で一千五百人、中部地方(岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪)で一千五百人、近畿地方(和歌山、奈良、兵庫)で一千五百人、中国地方(広島、山口、岡山、鳥取、島根)で一千五百人、四国地方(徳島、香川、高知、愛媛)で一千五百人、九州地方(福岡、大分、熊本、宮崎、鹿児島)で一千五百人である。

# むちやくちや審査官問題で

## 大阪労基局を撤廃追及

### ——全金協和精工支部 柏木忠夫問題——

全金協和精工支部柏木忠夫氏の急性心不全死について不当な棄却決定を下した中川繁男労災保険審査官、大阪労基局に対する追及を当該支部、ブロック、地本、安全センターで現在行っている。その中で本件決定のデタラメさ、反動性が明確となつてきたり。

これまでの経過を略記すると、十

一月二日「棄却」の決定書届く・十

一月十三日中川審査官との話し合い

十一月十六日大阪労基局長への申入

れ書内容証明で送付・十二月十九日

渡辺労災課長との交渉・二月十三日

渡辺課長と二回目の話し合い・二月

十五日中川審査官との大衆的話し合

い・

第一に、被災者が被災前日の夜、深夜に至るまで飲酒・放吟していたという「事実」をねつ造したこと。

トタラメ審査に居直る  
中川審査官

この中で中川審査官はへ理屈で居直りつづけており、また局も責任をうやむやにしようとしており、今後も中川本人とその決定書に示された労働行政の今日の反動的基本姿勢についての局の見解をたどすとともに責任を追及していく決意である。

第二に、会社の安全衛生管理責任を免罪し、残業に応じた本人が健康管理を怠ったのが原因だと一方的に決めつけたこと。第三は参与会の意見を全く無視していること。第四は、南労会新井医師の意見書を「すべて業務上としている」「医学経験則からみてその根拠に乏しい」と、医者でもないのに決めつけ中傷していること、などである。

中川審査官との一回目の話し合いにおいて以上の点について見解を正したがすべて「そうだ、何が悪い」と居直りを決めこんだ。

「労安法は厳格に守る必要はない!!」

## ／撤底した責任追及を／

ところで、決定内容のひどさとともに大きな問題となっているのは、

不支給決定を下した原処分庁天王寺署から「産業医島田医師の見解では本人は軽作業が必要であつた」ということであり、会社の責任の点で業務上外の決定に重大な影響をもつと考えるので、特段の配慮をお願いしたい」との上申が、中川決定においてはきれいさっぱり消えてなくなっていることである。この上申は、天王寺署が我々との確認に基づき、不当な不支給決定をしたこと反省しその責任をとるために行つたものなのである。したがつて、うやむやになつてはならない大変重要な事項である。

ところが、この件を途中から担当した中川審査官は、前任者よりそうした申し送りは一切聞いていないと

明言するのである。一方、彼を指揮・送りは一切聞いていないとの中川監督すべき渡辺労災課長は「事情を

発言を伝えると約束させた。

調べたところ、程度の差はあっても申し送りは行われたと理解している

と全く正反対の見解を述べたのである。二月十三日の交渉において「そ

れでは納得できない。ここに中川審査官をつれてきてくれ」と要求した

が、渡辺課長はこれを拒否、いたずらにひきのばしをはかつた。我々はこんな「入口」問題で本題に入れないと見解をただしに局に赴

いたわけである。一時、審査官会議を口実に話し合いを拒否しようとしたがこれを許さず断固交渉を追求し

たがこれで中川審査官は「労安法は厳格に守る必要はない」と会社を免罪し、それに留まらず「会社の残業命令に従つた本人が悪い」と全く本末転倒している。残業をつづけたら

労働者の自己健康管理義務の怠慢となるなどといふのは、全くの暴論であり、徹底的に粉砕しなければならない。

中でも、中川審査官は「労安法は厳格に守る必要はない」と会社を免罪し、それに留まらず「会社の残業命令に従つた本人が悪い」と全く本末転倒している。残業をつづけたら労働者の自己健康管理義務の怠慢となるなどといふのは、全くの暴論であり、徹底的に粉砕しなければならない。

なお、三月十八日の出稼組合連合会の対局交渉の際にも、中小企業における労災という観点から、この問題が取り上げられ、また、大阪総評書で確認せよ。そうしなければ全く話し合いが前進しないではないか」

と迫つたが拒否したため紛糾した。最終的には次回の渡辺課長との話し合いに主任審査官が同席して「申し

# こんなとおりとする

—職場安全活動の手引き—

(7)

## 職業性頸肩腕障害

今日は現在の代表的職業病である「頸肩腕障害」の問題について述べることにします。この病気は疲労性腰痛と並ぶ代表的な疲労性疾病で、その発症も当初のキー・パンチャー、レジ係のチニッカー、電話交換手などから一般事務、保母、工場のベルコン作業等ありとあらゆる職場に拡大していますが、今回は認定問題を中心述べます。

### 〔政治的なふきいみ〕

〔ケイワン心因論〕

A子さんはある商事会社の經理事務として勤務していましたが、職場にコンピュータが導入されたことで

彼女はその中心的な存在となり一切のことを行つていました。しかし、数か月して年度末決算の後、肩や手のしびれがひどくなりました。しばらくは湿布をはつたりしてしのいでいましたが、繁忙時には症状が悪化し、慢性的な頭痛、不眠などの症状が加わってきました。近所の医者に受診しても「自律神経失調と肩こり」とのことでの治療が受けられず、三年目くらいになると仕事をやる気力が失せ、発熱などもあって休む日も増えてきました。

A子さんはこれは仕事が原因だから労災の手続きをしてくれるよう会社に頼んだところ、指定のB病院で

診察を受けるよう指示されました。AさんがB病院を受診したところ、診断としては「頸肩腕障害の疑い」となりましたが、心療内科の方で治療した。しばらくは湿布をはつたりしてしのいでいましたが、繁忙時には症状が悪化し、慢性的な頭痛、不眠などの症状が加わってきました。精神的な問題にあるようなのでもう少し様子をみたい」と中途半端な返事でした。B病院も心理テストなどの検査は行つても、これといった治療をしないため、友人の話を聞いて診療所に転医、会社の承認のないままに労災申請をすることにしました。C診療所では「職業性頸肩腕障害」と診断、物療・ハリきゅう・運動療法などが始まり、やつと積極

的に治療を続いているという感じになりました。

しかし、A子さんはここまで来る経過が全く理解できません。何故こういう流れになつたのでしょうか。

これは第一にケイワン「心因論」が政治的にふきこまれていることの影響があります。その最も代表的な事件として、七〇年代前半から電電公社の交換手などを中心に何千人という単位で頸肩腕障害が発生したことに着して、公社は関東通信病院を中心に行きわざで、アンケート調査のまとめとして「仕事のやる気のない人に発症しやすい」(甘えん坊に多い)とか「家庭環境が悪いものに多い」などという報告書をまとめたのです。そして、これは資本側のケイワン怠け病、心因論の決定打のようにもてはやされ、労働省が七五年に出した認定基準基発五九号にもかなりの影響が出ています。鑑別診断の第八項目に「類似の症状を呈しうる精神医学的疾患」が

ても治らない場合は他の病気(精神も)を疑えというような規定はまさにその現れといえるのです。

## 基発59号(1975.2.5)

4. これらの症状は、外傷及びも大体で小形による場合のほか、既に掲げる疾患有によっても発症するので、その鑑別診断は慎重に行われなくてはならない。
  - (1) 頸・背部の脊椎、脊髄あるいは周辺軟部の神経
  - (2) 頸・背部及び上肢の炎症性疾患
  - (3) 関節リウマチ及びその類似疾患
  - (4) 頸・背部の脊椎、肩甲帶、及び上肢の退行変性による疾患
  - (5) 胸郭出口症候群
  - (6) 末梢の神經障害
  - (7) 血管病、特に動脈の閉塞症
  - (8) 頸関節症候群(精神医学的疾患)
5. 上記(1)から(8)までのうち、各疾患有該当するものがあれば、これは以下の「頸・肩関節症候群」ではない。(1)から(8)までは該当する疾患有診断されたものの中には、当該疾患有ゆえに専門的判断を要するものもある。
6. いわゆる「頸肩腕症候群」の病証の加工ないし説定の要因としては、筋緊張、精神的・理的緊張をその対象が考えられるので、個々の症例に応じて適切な検査(例えば重物挙法、理学療法、体操、作業台の配置、生活指導、精神衛生面での助言、指導などを)を行なはば、かおむね3カ月程度でその症状は消退するものと考へられる。ただし、これが長期間持続する場合、鑑別診断のための適切な措置を講めなければならない。

# 受診命令は受けなければならぬか?

A子さんは労災の申請によりやくたどりついたのですが、事情の聞き取りなど一連調査が進んだ段階で、労基署が「(二)労災病院で受診するよう指示してあります。A子さんは現在かかっている医者では何か問題があるのかと質問しましたが、「とにかく受診しろ。しなければ認定できない」といわれたのですがどう対応すればいいでしょうか。

労基署のこのような指示を受診命令といい、労災保険法四七条の二にその規定があります。そして、大阪でいえば大半は労災病院への指示ということになります。結論的に言うと、できるだけ受けないようになる方がよいということになります。なぜなら、被災者に不利な結論になることが多いからです。しかし、気分的にいやだからとか、不利になるか

らという理由では受診しない根拠に苦しいので、逆に大切なのはその必要性についての説明を求めることです。同条文の解説の中でも受診命令の対象は限定しており、A子さんの場合でいえば(1)項の、認定にあたって「医学的判断資料が十分でなく」に該当することになります。従って、

## 労災保険法

(受診命令)  
第四十七条の二 行政は、保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受け、又は受けようとする者(遺族補償年金又は遺族年金の類の算定の基礎となる者を含む。)に対し、この指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

1976年 基発480号

A子さんのケイワソを認定するにあたって、どういう点が医学的立証として不足しているかを徹底して追及することが大切です。仮に労基署が「精神疾患との鑑別がほしい」という趣旨であれば、被災者が信頼しうる精神科医を自主的に受診して医証を充実するという方法もあり、受診命令が必要である根拠をいくつか特定させることは可能であり、逆にそうす

ることで命令の根拠がなくなることに大半はなるわけです。しかし、よくわからないのだととにかく受診してしまうことが大切です。仮に労基署がよくみてもらえ一式の総合判断タイプの命令には絶対従わないようになればなりません。

# 拒否すれば業務外にする」と言わば

A子さんも理論的には受診命令が

受診命令の対象  
労働者災害補償法第47条の規定に基づき、受診命令は「一受診命令」というように、次の場合は限りて行なうものとする。  
(1) 労働基準監督署長(以下「署長」といふ)が保険給付の請求書に添付された診断書、レントゲン写真等の資料及び医師の意見のみで医学的判断資料が十分でなく、業務上体の運営に障害の発生を含む、基病の治療の結果、遺族補償年金又は遺族年金の類の算定の基礎となる者を含む。に対する指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

# 季刊 労働者 住民医療

機関誌購読会員になって下さい

●機関誌購読会員 年間 3000円（1冊）

「季刊 労働者住民医療」の送付

郵便振替口座 大阪 6-26064

発行 労働者住民医療機関連絡会議  
大阪市港区弁天2-1-30  
医療法人南労会松浦診療所内  
TEL (06) 574-8010

一般的には必ずしも従わなくてよいことはわかったのですが、「受けなければ認定しない」というのはやはり心配でした。この点はどう考えればよいでしょうか。

## 労災保険法

第四十七条の三 政府は、保険給付を受ける権利を有する者は、正當な理由がなくして、第十二条の規定に依る届出をせず、若しくは書類その他の物件の提出をしないときは、又は前二条の規定による請求を受けたときは、保険給付の受取を拒否することができる。

受診命令（四七条の一）に従わなかつた時に労基署が法的にやれる対抗手段も持たないのが実情です。医学資料が処分は、四七条の三にある「保険給付の一時差止め」だけです。これもいわば役所の伝家の宝刀みたいなもので、めったやたらにかけるものではあります。そしてA子さんの場合についてみれば、まだ認定されていないわけですから、「差止め」される給付がまだないわけです。従つて、労基署は法的には全く根拠はない、感情論だけです。こんなものは組織的に抗議すればすぐに撤回されるものですから心配ないというべきでしょう。

# 前線から

東大阪

金東大阪地協  
枚岡ブロックが  
安全パトロール

「伸線業の二工場で」

本ブロックでは一年かけて各支部をまわる安全パトロールを行っており、今年で二年目である。安全センタ一では前回より参加協力している。

としてから石灰石けんを塗布し、伸線機で加工していくのである。そうした作業の中で、熱くなつた鉄線でやけどをしたり、伸線中に切れて目を負傷するなどの事故が発生している。施設面で、石灰のほこりで通路を仕切る線が見えにくくな

二月十四日  
全金東大阪  
地協枚岡ブロ  
ックは安全バ  
トコールを実  
施した。地本

われた。一つは中川製線支部である。ここは、伸線を行つており、焼きなまし、メツキは行つていない。工程としては、まず、太物以外は機械的にスケールを落

つたり、階段のすべり止めの工夫が必要であつたりました、石灰のほこりも無視しえない状態であつた。それでも、一年前のバトロール時よりもかなり工場内の整理とんがなされていました。

災害百十日を続いているところでは、何事かが起つたが、災害としては、フォークリフトにひかれかけたり、連続巻き取り中の鉄線を切る際の手首ねんざなどが発生している。また、石灰のほこりも

支部である。こゝも伸線業  
であるがより規模が大きく、ものの改善の余地はかなり  
前処理の酸洗設備とメッキ  
ラインをもち、またコンピュータによる在庫管理も行  
われている。このところ無  
災害件数は減少傾向にある  
トロールは五月に予定され  
てあるといえよう。次回のバ

岩佐勘定法延開かれる

## 注目される二鑑定の結果

一月三〇日、岩佐訴訟控訴審法廷が大阪高裁で開かれた。この日の法廷では、太氏の鑑定書の確認と、原

大

告側から申請されている鑑定人の取り扱いについてのやりとりがなされた。

日戸平太鑑定の内容は、

予想通り放射線皮膚炎を否

定するものだった。新たに

つけた皮膚炎の症名は、「

静脈不全症候群」というも

ので、一番の原電側鑑定人

土屋の「静脈瘤症候群」と

内容的には同じものと言つ

てよい。ただ今回の鑑定人は皮膚科の臨床医としての経験に基づく鑑定の組み立てがなされており、近く行なわれるであろう鑑定人尋問の内容が大いに注目されるところである。

また、この日の法廷では新たな原告側申請鑑定人、青木敏之、菱沢徳太郎両氏の採用が決定された。二月二七日一時より行なわれる次回法廷は、両鑑定人の宣

誓となる。二つの鑑定をめぐって法廷での医学論争が今後闘わされることになる

が、引き続き注目していきたい。

市にある玉川診療所に受診をすすめた。現在も同診療所に通院中である。

衆知のように銀行職場の

労働実態はひどいものであ

り、Iさんの職場に限らず、

たとえば、いくら残業をし

ようと出勤カードに記入で

きない、とか有給休暇はま

つたく消化できない等々と

## ひどい銀行の労働実態 窓口業務でケイワン 労災申請へ

Iさんは和歌山に本店をもつK銀行に勤める女性労働者である。八〇年四月に入行し後方事務に就き、八年三月頃より窓口業務に配転される。その直後から

機関にて治療を継続しつつ、いった実態の銀行はざらに一方では労災の申請をしており、悪くいえば、そんなくれるよう銀行側に要求していったが、銀行はなかなか手続きをとってくれず、作

なうことができたという経験がある。

安全センターとしても、これまでの経験を生かし

安全センターに相談に来るため、とりくみを進めていく予定である。

徐々に肩や腕にしびれや痛みを感じるほどに症状はすみ、ついに八四年五月にされたのは申請の直後であり、まずセンターとして、

その間Iさんは種々の医療

機関にて治療を行なった。しかし、この間Iさんは種々の医療機関

# 大阪 南

## 倉庫内作業によるケイワン 労災申請へ

### ・全金浪速鉄工支部

先号でも報告した全金浪速鉄工支部組合員である山西氏の「頸肩腕症候群」につき、一月一三日に大阪西労基署に対し労災申請を行なつた。

山西氏は主にアイボルト、アイナット等の鋼材製品の仕分け、梱包作業と入出荷作業を行なう倉庫内作業労働者であるが、昨年五月頃より右肩に痛みを感じはじめ、その後症状は悪化して二月二四日より休業に入っている。

安全センターは、昨年十一月より支部と全面協力し、浪速鉄工における職場実態

調査を開始し、ここ数年の仕事量の増減、作業態様の変化等々をまとめ上げてき

た。そして一方では全組合員を対象とした学習会も設

定しております。今回の山西氏のケイワン症が業務上災害であるとの確信を得るまでに至っている。

今後、労基署との具体的

交渉に入るわけであるが、この間、長期間費してきた

調査結果をフルに活用し早期に業務上認定をかちとつ

ていきたい。

十月二〇日頃から開始し、工期は約二か月と指定され十二月半ばまでに終えなければならぬということもあつてK氏はこの現場での

仕事について以来、約一か月半まったく休みをとっていない。また、同現場には

他に六、七名の同僚がいたが、これまでの調査において他の同僚に比べてもK氏の労働が過重であったことは判明している。

K氏は市営、府営住宅の建設とともに室内の内装工事を行なう大工さんであるが、昨年十二月九日仕事中と診断され、現在も入院中である。

中急に手足が動かなくなり、発症当時、K氏は大正区

# 大阪

## 大工さんの脳内出血

### 調査を開始

K氏は市営、府営住宅の建設工事で近づく病院に運ばれたところ「脳内出血」

このような下請の請負工事を行なう大工仕事の特異性を考慮しつつより調査を深めていきたい。

# 岐阜

## マンガン中毒

### 認定への山場

辻中鉱業(東大阪市)の岐

阜県内のマンガン鉱山に長

年の確認を得てきた。

安藤医師に受診されたしと

具体的には中部労災病院

14

年働き、マンガン中毒を発

のマンガン労災といふこと

つづけており、複数の医証

をとるという方針にてき

た。

症した金村、幅の両氏は、

それそれ高山署、関署に対

して安全センターの協力の

つづけており、複数の医証

をとるという方針にてき

もと労災申請し、昨年十月

より署による調査が行われ

てきた。

その過程において、現地

調査、本人聴取、来阪して

の事業所、松浦医師に対す

る。十人に満たぬ自主生産

14

# 東大阪

## 自主生産職場の健診 とりくみ開始へ

### 全金東成・生野ブロック 東榮鐵工支部

全金東成・生野ブロック

職場であることから健診も

14

への攻撃が強まり、八二年

何回かに分けて松浦診療所

14

東榮鐵工支部の職場健診が

何回かに分けて松浦診療所

14

一署と話し合いをもち、署

何回かに分けて松浦診療所

14

として両氏のマンガン中毒

何回かに分けて松浦診療所

14

と関し業務歴、医証とも問

何回かに分けて松浦診療所

14

題が起き、以後、給料遅配

何回かに分けて松浦診療所

14

題点はないと考えていると

何回かに分けて松浦診療所

14

や右翼玄洋社の介入と組合

何回かに分けて松浦診療所

14

この数年健診は行われてこな

何回かに分けて松浦診療所

14

## 住友電工差別賃金 中労委結審を迎えて

住友電工労働者 池野 竹雄

去る二月八日住友電工不当労働事件は、原告側証人の審問を最後に結審となりました。

今後、五月初旬に最終陳述書を提出して中労委の命令を待つことになります。

会社側は、私たちの地労委勝利命令に対し再審請求し、二年間十四回も審問を行ないましたが、会社側の主張に新事実はなく地労委のむしかえしに過ぎませんでした。

大阪地労委が、私たちの活動を正

は個人的不満であり、例えば、七〇年の橋本君不当解雇撤回闘争は社会

党の運動であり、七六年の高松氏災認定闘争は安全センターの活動で

あると主張してきました。

労働組合が労働者の権利を守らなければ、最後までがんばることもに、労働者の権利を守る闘いに連帯し、安全センターの運動に参加しこれまでの皆さんのご支援に対してもお返しをしたいと考えます。

帶し、権利を守る運動とし闘うことは、これまでの労働事件の判例として充分証明されている事でもあり、会社の言いがかりに過ぎません。私は高松労災闘争や十五分間未払賃金闘争（和解勝利）などで安全センターを通して、多くの労働者と連帯出来た事は本当に幸であったと考えます。

## 「民営化・民間委託と労災職業病」開始にあたって 新シリーズ

一九八一年に発足した臨時行政調査会は数次にわたる答申を提出し、いよいよ政府はその答申に基づいた行政「改革」を本格的に開始してきました。本年四月から電電公社の「民営化への移行決定をはじめ、国鉄におい

行政「改革」を本格的に開始してきました。本年四月から電電公社の「民営化への移行決定をはじめ、国鉄におい

ても分割・民営化へ向けた計画が着々と進められている。

しかし、このような行政「改革」

の動きはなにもマスコミを騒がして である。

である。

いはる三公社等公共企業体ばかりではない。国家公務員は言うに及ばず地方公務員職場においてもそれは例外

ではないのである。たとえば昨年七月に提出された臨調行革推進審議会の行政「改革」をおしすすめるにあたってのその具体的意見をみてみる

適正化」「民間委託」「パート化」等に焦点があてられ、その対策として学校給食、清掃事業、保育所、自治体病院等々が指摘されている。

と、「地方行革が大きく進展して初めて、国全体の行政改革はその成果が上がるといえるのである」と明記されていて。すなわち、今回の「行革」においては、地方自治体も確実にその対象とされていることは一目瞭然

このような政府自民党・独占資本が一体となつた臨調「行革」という名による労働者攻撃は、それぞれの職場における全般的な労働条件の悪化へとつながることは言うに及ばず、それらを利用している市民、地域住

、導議室のひき締めをする一々じは出でる時、おまけに

一九八四年年末一時金カンパありがとうございました

卷之三

よし、お詫び申す。併せて、本年も更なる労災職業病闘争、御協力をお願ひする次第であつます。

民に与つても多大な悪影響を及ぼしてくることは必至であり、現在名方面において反「行革」闘争が展開されてきている。

では、その地方自治体における行政  
基準の具体的措置とはいかなるもので  
あるか。それは「定員の合理化・

やくな由り、今回の「シコーズ・  
民営化・民間委託と労災職業病」  
における、「民間委託」「民営化」

等に代表される臨調「行革」一大台理化攻撃にともなう各職場における労働条件の悪化、そしてそれを原因とする労働災害・職業病の多発、あるいは安全衛生の軽視に焦点をあてて各職場の実態を取材し報告していく。

# 一月の新聞記事から

- 一・三 人事院、四月から公務員の「不利益処分審査制度」改正
- 一・一〇 鹿児島志布志湾石油基地、起工式
- 一・一五 「核廃棄物投棄は凍結」と、フィジー、パプア・ニューギニア両国に中曾根首相が表明
- 一・一六 労働省が、労働者派遣事業法の骨格を職安審に提示
- 一・一八 雪の名神高速で五百メートルに四〇台同時多発事故、九人重軽傷(滋賀・甲良町)
- 一・一九 社会党大会、執行部「原発」方針で原案修正
- 島根で起重機船座礁、三人水死
- 病院通いに借金苦の五九才の男性が車に飛び込み自殺(門真)
- 一・二一 家具製造事業場火事、作業員軽いやけど(東淀川区)
- 一・二二 宮城県立日南病院で、胃がん手術中麻酔パイプにキ裂、女性死亡
- 一・二三 住之江清掃工場計画について「環境保全おむね妥当」と市環境影響評価専門委が最終報告
- 一・二四 老人医療有料化で国保財政好転、五八年度決算一九三五億円の黒字
- 日本福祉大学一行のスキーバス、雪道のカーブを曲がりきれずダムに転落、二五人死亡、二人脱出八人けが、原因は運転手の過重業務(長野)
- 一・二五 授業中に酒酔い中学生が暴行され、先生死亡(青森)
- 自治労の全国調査で、給食調理員の指曲がり症が調査対象者の十三%五千人に発生していことがあることが判明

# 紀和だより

## ・・・・・3月から田辺市で ・・・・・健康相談デーとりくむく・・・・・

前号で全通和歌山地区本部の夜勤労働者に対する健診が決定したこと

を報告したが、二月十四日から採血・血圧・問診アンケートなど一部がスタートした。

紀和病院ではまだ人手不足がひどく、外へ出かけることが大変な状態だが、若手の平田先生を中心と看護婦各一名の三名で準備をがんばっている。

健診に先立つ二月七日には病院職員五名で夜勤の作業実態の見学を行つたが、その際和海(和歌山・海南)支部の方から「全郵政から六名が全速に復帰し、全員健診を受けたいと言つてはいる」とさいさきのよい報告

を受け、ますますやる気がしてきた。

また問題になつていた「どこで健診をやるか」ということについても

「局内に部屋を確保せよ」という全通側の要求に、予想に反して当局は割合あつさりと認めた。当局側もこの健診取り組みには一目置いている

中心に、健診に合わせた勤務日程作りに大童わながらも、元気一杯である。

一方、病院運営会議の役員である田辺市の田中実三郎元県議(社党)が提案されてきた、田辺市を要とした周辺地区オルグ計画は、当面、同市

において地区労主催による労災職業病相談デーの開催ということでスタッフ第一回開催の運びとなる。病院では月に一回(一泊二日)の体制を準備しているが、これまでの下調査では、化学工場の中毒症、木材労働者の腰痛などの運動器疾患など一定の相談が寄せられるのではないかとかなりの期待をしているところである。

病院は現在外来が百人を超えたのをはじめ入院も振動病の二五人を含め常に七五人程度となつており、間もなく八二床への増床申請も許可される見通しであるが、何とか順調な伸びを堅持している。皆さんの一層の御支援をお願いします。

※ 看護婦さんの知り合いがありまし  
たら紹介して下さい。

☎ 07363-4-1255

紀和病院まで

昭和50年10月29日

第三種郵便物認可

〔関西労災職業病〕

2月号（通巻第129号）昭和60年2月10日発行

（毎月一回10日発行）

## ● 料金表

部 数	料 金 (年額)
1 部	2000円
2 部	3000円
3 部	4000円
4 部	5000円

部 数	料 金 (月額)
5 部	500円
6 部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
- 大阪労金口座 梅田支店 1923154-013

(但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必ず  
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。)

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。  
近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで  
定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送  
配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の  
通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお  
送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金（この場  
合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい）いずれで  
も結構です。

## 機関誌定期購読の申し込みについて

### 早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127

大阪市北区天満橋3-5-28